

当事業所は介護保険法に基づく指定を受けています。
兵庫県指定 指定訪問介護事業 (第 2872100058 号)

1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 高砂市社会福祉協議会
(2) 法人所在地 兵庫県高砂市高砂町松波町 440 番地の 35 高砂市ユーアイ福祉交流センター内
(3) 法人電話番号 079-443-3720 (代表)
(4) 代表者氏名 理事長 稲垣 稔
(5) 設立年月日 昭和 30 年 4 月 1 日

2 事業所の概要

事業所名	高砂市社会福祉協議会ふれあい訪問介護事業所
事業所の所在地	〒676-0023 兵庫県高砂市高砂町松波町 440 番地の 35 高砂市ユーアイ福祉交流センター内
事業所の電話番号	079-443-3408 (直通) 【FAX 079-444-4865】
管 理 者	河 野 紘 美 (サービス提供責任者)
介護保険事業所番号	2 8 7 2 1 0 0 0 5 8
指定の経緯	兵庫県 平成 12 年 4 月 1 日 当初指定 兵庫県 令和 2 年 4 月 1 日 最終更新指定
サービス種類	訪問介護
事業の目的	事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員等が要介護状態にある高齢者等に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とします。
当事業所の運営方針	(1) 当事業所の訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行います。 (2) 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
開設年月日	平成 12 年 4 月 1 日
事業所が行っている他の業務	① 介護予防訪問介護相当サービス、介護予防訪問型 A サービス 高砂市 令和 2 年 4 月 1 日最終更新指定 (2872100058) ② その他、障害者総合支援法に基づく居宅介護等サービス

3 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 高砂市全域
(2) 営業日及び営業時間

営 業 日	月～金曜日 (国民の祝日、12 月 29 日～1 月 3 日を除く)
営業時間	月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 (営業日・営業時間外の対応については、24 時間連絡が可能な体制としています。)

4 職員の体制

当事業所では、利用者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。
【主な職員の配置状況(※1)】※当事業所は、特定事業所加算Ⅱ、介護職員処遇改善及び特定処遇改善加算Ⅰを取得しています。

職 種	常 勤	非常勤	職務内容
管 理 者	1 名	-	事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います。
サービス提供責任者 (※2)	1 名以上	-	事業所に対する指定訪問介護等の利用の申込に係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画等の作成を行うとともに、自らも指定訪問介護等の提供に当たるものとします。
訪問介護員(※2)	-	2.5 名以上	指定訪問介護等の提供に当たります。
事務職員	1 名以上	-	事業の実施に当たって必要な事務を行います。

※1) 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

※2) サービス提供責任者は介護福祉士、訪問介護員は介護福祉士・実務者研修修了・初任者研修修了(またはヘルパー2 級以上)のいずれかの資格を有しています。

当事業所は障害者総合支援法に基づく指定を受けています。
兵庫県指定 指定居宅介護等事業〔居宅介護・同行援護〕（第 2812100010 号）

1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 高砂市社会福祉協議会
 (2) 法人所在地 兵庫県高砂市高砂町松波町 440 番地の 35 高砂市ユーアイ福祉交流センター内
 (3) 法人電話番号 079-443-3720（代表）
 (4) 代表者氏名 理事長 稲垣 稔
 (5) 設立年月日 昭和 30 年 4 月 1 日

2 事業所の概要

事業所名	高砂市社会福祉協議会ふれあい訪問介護事業所
事業所の所在地	〒676-0023 兵庫県高砂市高砂町松波町 440 番地の 35 高砂市ユーアイ福祉交流センター内
事業所の電話番号	079-443-3408（直通） 【FAX 079-444-4865】
管 理 者	河 野 紘 美（サービス提供責任者）
事業所番号	2 8 1 2 1 0 0 0 1 0
サービス種類 と指定の経緯	【居宅介護】 兵庫県 平成 18 年 10 月 1 日当初指定、令和 6 年 10 月 1 日最終更新指定 【同行援護】 兵庫県 平成 23 年 10 月 1 日当初指定、令和 5 年 10 月 1 日最終更新指定
事業の目的	事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、指定居宅介護等事業の円滑な管理運営を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定居宅介護等を提供します。
当事業所の 運営方針	(1) 利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。 (2) 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
開設年月日	平成 15 年 4 月 1 日
事業所が行っている 他の業務	① 指定訪問介護 兵庫県 令和 2 年 4 月 1 日最終更新指定 (2872100058) ② 介護予防訪問介護相当サービス、介護予防訪問型 A サービス 高砂市 令和 2 年 4 月 1 日最終更新指定 (2872100058)

3 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 高砂市全域
 (2) 営業日及び営業時間

営 業 日	月～金曜日（国民の祝日、12 月 29 日～1 月 3 日を除く）
営業時間	月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 （営業日・営業時間外の対応については、24 時間連絡が可能な体制としています。）

4 職員の体制

当事業所では、利用者に対して指定居宅介護等を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。
 【主な職員の配置状況（※1）】※当事業所は、特定事業所加算Ⅱ、福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲを取得しています。

職 種	常 勤	非常勤	指定基準	職務内容
管 理 者	1 名	－	1 名	事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行います。
サービス提供責任者（※2）	1 名以上	－	1 名以上	介護計画を作成し、利用者及びその家族にその内容を説明する他、利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理等を行います。
指定居宅介護従事者（※2）	－	2.5 名以上	2.5 名以上	指定居宅介護等の提供にあたります。
事務職員	1 名以上	－	－	事業の実施にあたって必要な事務を行います。

※1）職員の配置については、指定基準を遵守しています。

※2）サービス提供責任者は介護福祉士、指定居宅介護従事者は介護福祉士・実務者研修修了・初任者研修修了（またはヘルパー2 級以上）、同行援護従事者養成研修修了のいずれかの資格を有しています。

当事業所は介護保険法に基づく指定を受けています。
高砂市指定 指定居宅介護支援事業所 (第 2872100041 号)

1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 高砂市社会福祉協議会
(2) 法人所在地 兵庫県高砂市高砂町松波町 440 番地の 35 高砂市ユーアイ福祉交流センター内
(3) 法人電話番号 079-443-3720 (代表)
(4) 代表者氏名 理事長 稲 垣 稔
(5) 設立年月日 昭和 30 年 4 月 1 日

2 事業所の概要

事業所名	高砂市社会福祉協議会ふれあい居宅介護支援事業所
事業所の所在地	〒676-0023 兵庫県高砂市高砂町松波町 440 番地の 35 高砂市ユーアイ福祉交流センター内
事業所の電話番号	079-444-4816 (直通)
管 理 者	大 寺 紀 子 (主任介護支援専門員)
介護保険事業所番号	2 8 7 2 1 0 0 0 4 1
指定の経緯	兵庫県 平成 12 年 4 月 1 日 当初指定 高砂市 令和 2 年 4 月 1 日 最終更新指定
サービス種類	居宅介護支援
事業の目的	事業所の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
当事業所の運営方針	(1) 介護支援専門員は、要介護者等の心身の状況や置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。 (2) 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の事業者になんら偏ることのないよう公正かつ中立に実施するため、複数の事業者の紹介や事業者選定の理由の求めに応じて説明します。 (3) 事業所は、関係市町、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。
開設年月日	平成 12 年 4 月 1 日

3 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 高砂市全域
(2) 営業日及び営業時間

営 業 日	月～金曜日 (国民の祝日、12 月 29 日～1 月 3 日を除く)
営業時間	月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 (営業日・営業時間外の対応については、24 時間連絡が可能な体制としています。)

4 職員の体制

当事業所では、利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

【主な職員の配置状況】※当事業所は、特定事業所加算Ⅱを取得しています。

職 種	常 勤	職務内容
管 理 者	1 名	事業所の運営及び業務全般の管理
主任介護支援専門員	1 名以上	居宅介護支援サービス等に係る業務
介護支援専門員	3 名以上	居宅介護支援サービス等に係る業務
事務職員	1 名以上	事業所の運営に係る事務全般業務

※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

当事業所は障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく指定を受けています。
 高砂市指定 指定特定計画相談支援事業 (第 2832110015 号)
 指定障害児相談支援事業 (第 2872100025 号)

1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 高砂市社会福祉協議会
 (2) 法人所在地 兵庫県高砂市高砂町松波町 440 番地の 35 高砂市ユーアイ福祉交流センター内
 (3) 法人電話番号 079-443-3720 (代表)
 (4) 代表者氏名 理事長 稲 垣 稔
 (5) 設立年月日 昭和 30 年 4 月 1 日

2 事業所の概要

事業所名	高砂市社会福祉協議会 ふれあい相談支援事業所
事業所の所在地	〒676-0023 兵庫県高砂市高砂町松波町 440 番地の 35 高砂市ユーアイ福祉交流センター内
事業所の電話番号	079-443-3408 (直通)
管 理 者	山 本 光 子 (相談支援専門員)
事業所番号	指定計画相談支援 2 8 3 2 1 1 0 0 1 5 指定障害児相談支援 2 8 7 2 1 0 0 0 2 5
指定の経緯	特定計画相談支援及び指定障害児相談支援 高砂市 平成 26 年 12 月 1 日 当初指定 高砂市 令和 2 年 12 月 1 日 更新指定
サービス種類	指定計画相談支援、指定障害児相談支援
事業の目的	事業所の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定特定相談支援事業等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立った適切な指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の提供を確保することを目的とします。
当事業所の運営方針	(1) 事業所は、利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して支援を行います。 (2) 事業所は、関係市町、障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めます。 (3) 事業所は、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、計画作成対象障害者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるよう努めます。 (4) 前三項のほか、関係法令等を遵守し、指定特定相談支援事業等を実施します。
開設年月日	平成 26 年 12 月 1 日

3 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 高砂市全域
 (2) 営業日及び営業時間

営 業 日	月～金曜日（国民の祝日、12 月 29 日～1 月 3 日を除く）
営業時間	月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

4 職員の体制

当事業所では、利用者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

【主な職員の配置状況】

職 種	常 勤	職務内容
管 理 者	1 名	事業所の運営及び業務全般の管理
相談支援専門員	1 名以上	計画相談支援等の提供に係る業務
事務職員	1 名	事業所の運営に係る事務全般業務

※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。